

コンピュータ産業トピック MS 独占禁止法訴訟のその後

、はじめに

W.アダムス&J.ブロック『現代アメリカ産業論』第5章コンピュータ産業はマイクロソフト(以下MS)vs 司法省の反トラスト訴訟(以下MS独占禁止法訴訟)について扱っている。そこでは2000年4月3日のジャクソン(Thomas Penfield Jackson)判事の最終判決「MS敗訴」について言及され、MSが控訴する予定であるというところまで述べられている。以下ではMS独占禁止法訴訟についてのその後を簡単に見ていきたい。

、MS独占禁止法訴訟のこれまでの流れ

まずこれまでのMS訴訟について振り返ることにしたい。MSと司法省との戦いは過去10年で3回に及び、本訴訟は1998年5月(すなわち図表1の第3回に相当する)におこされたものである。これまでの訴訟についてまとめたものが図表1である。

図表1 MSと司法省との戦い

	第1回 1994年	第2回 1997年	第3回 1998年
判事	スポーキン	ジャクソン	ジャクソン
提訴の内容	WindowsのOEM契約で司法省が提訴	司法省がMSは95年の同意判決に違反しているとして提訴	MSを独占禁止法違反で司法省が提訴
裁判の焦点	パソコンメーカーへの不当OEM契約が焦点	ネットスケープ救済が焦点	MSの独占乱用排除が焦点

(出所) http://www.ryojikoike.com/data/inet/2001_08/Msdoj/msdojby.html などをもとに著者作成。

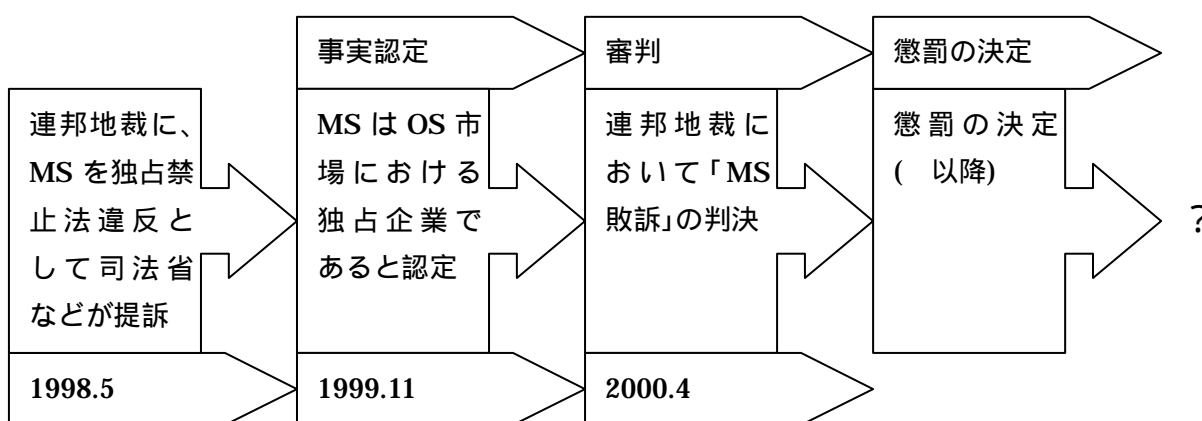
過去3回の訴訟においては、提訴の内容、裁判の焦点などが訴訟ごとに異なるものの、大きなテーマで見れば、いずれもMSの圧倒的な独占力を用いた不法行為に対する司法省の挑戦という枠組みで理解することができるであろう。

もっとも新しい裁判は1998年5月に司法省と米20州¹の検事総長が、「MSはブラウザ市

¹ ワシントンD.C(コロンビア特別区)も提訴に加わっている。

場でのライバルである Netscape Communications をつぶすために、OS 市場での独占力を利用した」として同社を提訴したことに始まる。提訴から 2000 年 4 月 1 日の第 1 審最終判決までの訴訟の流れは、『現代アメリカ産業論』で扱っているとおりである。この訴訟は、事実認定、審判、懲罰決定という 3 段階を経る。連邦地裁において「MS 敗訴」という判決が下されたというのは、審判までが終了したということの意味し、今後裁判の焦点は懲罰の決定に移ることになる。ここまでの MS 独占禁止法訴訟の流れをまとめたものが図表 2 である。

図表 2 MS 独占禁止訴訟のこれまでの流れ



(出所) 著者作成。

、MS 分割案の提出

司法省は 2000 年 4 月 28 日に、MS を 2 社に分割するという是正措置案を米連邦地方裁判所に提出した。司法省の案は MS の事業を、Windows を中心とした OS 部門と Office 等を中心としたアプリケーション部門(含むインターネットサービス)とに分け、独立した 2 つの会社に分割するというものであった。分割後 3 年間は、2 社の併合は禁止であり、経営陣の兼任、API の情報不正開示なども禁止されている。

これに対し MS は司法省の提案は消費者や産業に有害であると反発した。MS 社会長兼首席ソフトウェアアーキテクトであるビル・ゲイツ(Bill Gates)氏は「MS の分割は消費者の利益にならないし、訴訟の中にそのような提案の根拠になるものはない。分社化は MS の技術革新を継続できなくするもので、消費者の不利益になるものだ。生産性の革命的向上を支援した 2 製品を生み出した開発チームを切り裂くことは“反消費者”である」とコメントした。

2000 年 6 月 7 日連邦地方裁判所のジャクソン判事は、司法省の案をほぼそのまま認め、MS を 2 社に分割する是正命令を中心とした最終判決を言い渡した。判決の内容は MS を、OS を販売する会社と Office などの OS 以外のアプリケーションおよびインターネット事業をおこなう会社の 2 社に分割するというものであった。これに加えて OEM 供給先メーカー

がスタートアップ画面の一部を変更することを制限しないこと、Windows に他製品を抱き合わせることを強制しないといった規制についても盛り込まれた。

この判決に対して MS は控訴し、執行停止を求めていくことを明らかにした。ビル・ゲイツ氏は「これはこの訴訟の新しい第 1 章の始まりであり、この判決は連邦高裁の過去の判決、基本的な公平性の要求、市場の実際のどれにも合致していない。テクノロジー産業を政府が規制しようとする最大級の試みに他ならない」とコメントした。

、控訴審開始とマイクロソフトの巻き返し

ジャクソン判事の判決を不服として MS が控訴した控訴審の審理が 2000 年 11 月 27 日にスタートした。控訴審ではジャクソン判事の下した判決が審理されることになる。ここでの論点は以下のとおりである。

- ・MS を 2 社に分割するという懲罰決定
- ・ネットスケープ(Netscape)が Web ブラウザの販売を妨げたかどうか
- ・Windows と Internet Explorer(以下 IE)の抱き合わせについて
- ・ジャクソン判事が MS を独占企業だとした「事実認定」
- ・ジャクソン判事の訴訟指揮の問題

論点について簡単に見てみよう。まず MS が、ネットスケープが Web ブラウザを販売するのを妨げたかどうかであるが、この点はジャクソン判事が MS の主張を認めた数少ない点である。Windows と IE の抱き合わせについては、かつて控訴裁は、ジャクソン判事の Windows と IE のバンドルを禁じた判決を棄却している。また MS はジャクソン判事が第一審でおこなった事実認定そのものについても問題とした。それに加えてジャクソン判事が MS に対して偏見を持っていると主張し、その訴訟指揮にも問題であると主張した。一方司法省側は MS からあがったジャクソン判事にかかわる問題について、ジャクソン判事を擁護する立場をとった。

さて、当初控訴審は司法省有利であると考えられていた。しかしながら、ジャクソン判事の発言と裁定に対して大きな疑念が湧きあがり、事態は大きく変わっていくことになる。

、控訴審判決 ~ マイクロソフトの辛勝か ~

2001 年 6 月 28 日、司法省と MS の独占禁止法訴訟で連邦地裁が出した MS 分割命令を無効とする判決を下した。しかし同時に控訴審は MS が OS 市場で独占的な立場を維持していることも認めている。そして控訴裁は地裁に対して、同社に対する是正措置と、問題になっている OS とブラウザの抱き合わせについて再審理することを求めた。さらに、控訴審では地裁のジャクソン判事が「この訴訟において重大な汚点を残した」との判断を示し、同判事をこの訴訟の担当からはずし、訴訟の一部を地裁に差し戻し、新しい判事のもとでこの訴訟

を審理していかせることを決めた。

控訴審では当初司法省有利と見られながら、その後 MS が急速に巻き返し、一時は MS の「全面勝利」もありうるとの見方が出ていた。しかし、控訴審では MS の「不正な独占」が認められた点、そしてバンドル問題に関する結論が先送りされた点については、MS にとって痛かったに違いない。しかし一方で、分割命令が破棄された点、ジャクソン判事が担当からはずされた点では同社は勝利をつかんだといえるかもしれない。もちろん、独占が認められたということは、今後も同社に大きな荷物を背負わせ続けることを意味する。控訴審の判決をまとめたものが図表 3 である。

図表 3 控訴裁判決のまとめ

	事実認定	審判	懲罰決定
地裁の判断	MS は OS 市場における独占企業である	有罪	MS を 2 社に分割
控訴裁の判断	地裁の判断を尊重		破棄 地裁に差し戻し

(出所)著者作成。

2001 年 8 月 27 日、連邦裁判所はコテリー (Colleen Kollar-Kotelly) 判事を MS 訴訟の新たな担当判事に任命すると同時に正式に審議を連邦地裁に差し戻した。この審判の下で地裁は、Windows と IE の抱き合わせの問題、そして MS への是正命令についての審問をおこなっていくことになる。

、分割の断念から和解へ

司法省と MS の独占禁止法訴訟は、地裁での差し戻し審という新たな段階に突入したが、司法省は 2001 年 9 月 6 日差し戻し審の「合理化を図るため」との理由で、MS の分割を求めない方針を明らかにした。これに加えて司法省は抱き合わせ問題の追及についても断念をしたと発表をした。この司法省の動きに対して、司法省とともに MS を訴えてきた 18 州の司法当局も MS の分割を求めないとする案に同意した。

こうした司法省と 18 州の一連の動きの背景には、政権がクリントンからブッシュに変わり、政権の立場が MS に好意的となると予想されていること²、また控訴審においても分割は難しいとの判断がなされていることなどがある。それに加えて、両者間で和解交渉が水面下でもたれているのではないかという。

いずれにしても、司法省に加えてこれまで強硬な姿勢を崩さなかった 18 州が譲歩の動きを見せたことは注目に値する。こうした動きに対して専門家からは、「司法省が今、MS と交

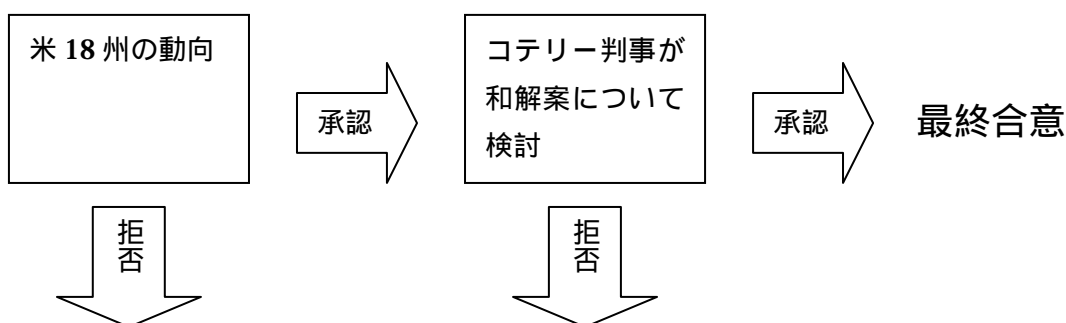
² 専門家の間ではブッシュ氏が新大統領になれば、訴訟は MS 有利に動くであろうといわれていた。ちなみに MS は大統領選でブッシュ氏を協力に支援している。

渉をはじめようと真剣に思っているのなら、こうした発表をするのはもっともだ」、「和解の可能性が高くなった」等の声があがった。

2001年11月2日に、3年間に及んだ独占禁止法訴訟でMSと司法省は和解³にいたった。両者は向こう5年間、独立監査人がMSの帳簿とビジネスプランを完全に閲覧できるようにすることで合意している。和解案は連邦地裁のコテリー判事の下で審理される。以下では司法省とMSの和解案について検討していくことにする。

まず合意の目的であるが、MSに独占禁止法を遵守させ、競合他社によるWindows互換製品の製造を支援することである。和解案の有効期限は5年であり、それに2年の延長措置を加えることができる。しかし、和解案はこのとき決定というわけではなく、司法省とともにMSを訴えた米18州ならびにコテリー判事の承認を得なければならない。また、判事が承認した場合でも、控訴裁判事がそれを覆す可能性もある(今後の流れについては図表4を参照)。

図表4 今後の裁判の流れ



裁判の継続

(出所)著者作成。

合意の中身を見てみると、MSがIntel系OS市場で不法に独占を維持しているとの言及はなく、またバンドルの問題などにも触れられていない。さらには、MSに独占企業の烙印を押させたWindowsについても、大きな修正が加わることはなくなった。一方で、MSは今後PCメーカーに統一価格でWindowsを販売しなければならない。特にMS以外のソフトを採用しているPCメーカーには異なる価格(すなわち高く)で売るといったことは認められなくなる。また、ソフトデベロッパーやPCメーカーに競合製品を使わせないといった排他的契約を結ぶことを禁止される。しかしながら、全体的に見れば今回の合意は、昨年物別れに終わった和解案よりもはるかに規制の弱いものになっていることから、「MS勝利」と結論付けることができるであろう。

実際に多くの消費者がWindowsを使う上で、目立った変化と言えば、Windows2000やWindows XPを使うにあたって、バンドルされているマイクロソフト製のミドルウェア(Webブラウザ、メーラー、マルチメディアなど)へのアクセスをやめ、他社製のそれに

³ 正式には「同意審決」という。

切り替える選択肢がメニューに追加されたことであろう。Windows2000 の Service Pack3 や Windows XP の Service Pack1 にはこの機能が含まれている。とはいえ、逆に言えば出荷時のバンドル、たとえば Windows XP に IE や動画の編集まで可能になった Windows Media Player を搭載することは何ら禁じられていないわけである。

今後の裁判の注目点は、これまで司法省とともに MS を訴えてきた米 18 州と、コテリー判事の動向である。コテリー判事は同訴訟にあまり知識がなく、また和解を強く勧めていることから、和解案は安易に承認される可能性がある。一方の米 18 州についてはどうか。今回の司法省と MS との和解において、米 18 州は蚊帳の外に置かれてきた。それに加えて米 18 州はいまだ強硬姿勢を崩していないことから、今後この和解案が最終的な合意に至るかどうかは米 18 州の動向にかかっているといえるだろう。

、おわりに まだまだ続く MS 独占禁止法訴訟

動向が注目されていた米 18 州のうち、サーバー OS 情報の公開といった妥協案を認めさせたニューヨーク州をはじめとする 9 つの州は今回の和解に賛同したが、カリフォルニア州、コネチカット州、アイオワ州などの 9 つの州⁴は、和解案は「MS の競争制限的な行為を規制することができず不十分」として独自に MS との裁判を継続させることとなった。そして 2002 年 3 月 18 日に MS と和解拒否の米 8 州の間での審理が始まっている。

1998 年に始まった本訴訟は今年(2002 年 10 月)で既に 4 年半の歳月が経過したが、全く結審する見通しは全くたっていない。かつて IBM の独占禁止訴訟が 15 年の歳月を要したように、MS 独占禁止訴訟はさらに長期化していくであろう。こうした長期化は裁判の空洞化を招いているという意見がある。当初は MS のライバルとされていたネットスケープ社であるが、既に同社のブラウザは MS の IE に事実上敗れ⁵、同社は AOL 社の一部門として存続しているに過ぎない。世間のブラウザに対する注目も低下してしまった。このコンピュータ産業のように技術革新が大変早く、先を見通すことが難しい産業では、MS 独占禁止訴訟は徐々に現実との遊離を深めていっているように見える。

しかしながら、だからといって本訴訟が無意味なものになったわけではない。依然として MS がコンピュータ産業において強大な力を行使できる立場にいるということは明らかであろう。また仮にこの先 MS が、かつての IBM のように独占禁止訴訟の途中で既に力をなくしていったとしても、その存在自体が MS に続く第 2、第 3 の独占企業の登場を抑止する効果をもつであろう。コンピュータ産業は独占禁止法が作られたときには想像もできないよう

⁴ 訴訟を継続するのは、カリフォルニア、コネチカット、アイオワ、フロリダ、カンザス、マサチューセッツ、ミネソタ、ユタ、ウエストバージニアの各州とワシントン D.C(コロンビア特別区)である。

⁵ ZDNN2002 年 3 月 28 日の記事(http://www.zdnet.co.jp/news/0203/28/e_ie6.html)によれば Netscape ブラウザのシェアはわずか 7%ほどであるという。

な速さで進歩し、また移ろいやすい産業である。しかしながら、独占禁止訴訟はアメリカにおいて競争という構造を提供する有効な手段たりえるであろう。

、参考文献ほか

Adams, Walter, and James W. Brock. *The Structure of American Industry*. 10th ed. (New Jersey: Prentice Hall, 2001). 金田重喜監訳 『現代アメリカ産業論』第10版、創風社、2002年。

ホームページ

<http://www.zdnet.co.jp/news/>

<http://www.venus.dti.ne.jp/~inoue-m/index.html>

<http://www.asahi.com/tech/special/ms/index.html>

http://www4.airnet.ne.jp/munakata/ms_vs_moj.html

<http://www.mainichi.co.jp/digital/index.html>

<http://www.watch.impress.co.jp/pc/index.htm>

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/>

<http://japan.cnet.com/?fdtl>

<http://pcweb.mycom.co.jp/>

http://www.ryojikoike.com/data/inet/2001_08/Msdoj/msdojby.html

作成：TA 榊原雄一郎

校閲：川端 望